

知床世界自然遺産地域連絡会議 適正利用・エコツーリズム部会 設置要綱

(目的)

第1条 知床世界自然遺産地域の適正な保護と利用の推進を図るため、知床世界自然遺産地域連絡会議設置要綱第8条に基づき適正利用・エコツーリズム部会を設置する。

(検討事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 世界自然遺産地域の適正な保護に関する事項
- (2) 世界自然遺産地域の利用適正化に関する事項
- (3) 世界自然遺産地域のエコツーリズムに関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 部会は、別紙に掲げる知床世界自然遺産地域の保護と利用に関する地域の団体をもって構成する。

(運営)

第4条 部会は、知床世界自然遺産地域連絡会議会長が招集し、会長又は会長の指名する者が会議の議事進行を行う。

- 2 部会には、必要に応じて構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 部会は、知床世界自然遺産地域科学委員会に設置されている適正利用・エコツーリズムWGと合同で開催（「知床世界自然遺産地域 適正利用・エコツーリズム検討会議」とする。）することができる。
- 4 部会は、原則として公開とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等に必要な事項は、本部会において別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

平成26年 3月26日 一部改正

平成29年10月16日 一部改正

平成31年 2月28日 一部改正

(別 紙)

知床世界自然遺産地域連絡会議 適正利用・エコツーリズム部会 構成団体一覧

1. 地域関係団体

- ・ウトロ地域協議会
- ・知床斜里町観光協会
- ・知床羅臼町観光協会
- ・知床ガイド協議会
- ・(公財) 知床財団
- ・知床自然保護協会
- ・斜里山岳会
- ・羅臼山岳会
- ・羅臼遊漁釣り部会
- ・知床小型観光船協議会
- ・知床羅臼観光船協議会
- ・(一財) 自然公園財団 知床支部

2. 関係行政機関

- ・斜里町
- ・羅臼町
- ・北海道
- ・環境省釧路自然環境事務所
- ・林野庁北海道森林管理局

3. オブザーバー

- ・国土交通省北海道運輸局